

## 2025年度 「刈払機取扱作業安全衛生教育」開催のご案内

刈払機の使用において転倒、刈刃の跳ね返り、刃に飛ばされた物による負傷など、作業の安全の確保、かつ、刈払機取扱作業に対する労働環境による熱中症や振動障害防止の為、作業に適した機種を選定、点検・整備、保護具の使用などの知識を身に付ける安全衛生教育の実施が求められています（厚生労働省通達「刈払機取扱作業に対する安全衛生教育について 平成12年2月16日基発第66号」）。当協会では下記の通り開催いたしますので積極的に受講してください。

### 記

#### 1. 講習日時及び会場

【日時】 2025年 4月25日（金）8：50～16：10

※オリエンテーションを行うため講習開始10分前までに着席してください。

【会場】 一般社団法人 磐田労働基準協会 磐田市見付2970-5

#### 2. 講習の内容（学科5時間、実技1時間）

【学科】

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 刈払機に関する知識 1時間          | (2) 刈払機を使用する作業に関する知識 1時間 |
| (3) 刈払機の点検及び整備に関する知識 0.5時間 | (4) 振動障害及びその予防に関する知識 2時間 |
| (5) 関係法令 0.5時間             |                          |

【実技】 刈払機の作業等 1時間

#### 3. 受講料

当協会 会員事業場 12,650円

非会員事業場 14,850円

(1名につき、テキスト代・消費税10%を含む)

#### 4. 受講申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会にお申し込みください。

引き換えに受講票をお渡しします。定員に達し次第受付終了となります。

【申込み先】 一般社団法人 磐田労働基準協会 〒438-0086 磐田市見付2970-5 TEL: 0538-32-2638 FAX: 0538-37-3977
---

【申込み後の変更】

- ・受講者の変更 開催日の7日前までに電話連絡
- ・受講の取消し 開催日の7日前までに電話連絡があった場合に限り受講料を返金いたします。
- ・返金受取りの際は、受講票と当協会宛の領収書（社印を押印）を、平日16：00までに当協会の窓口へ持参してください。

※この講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。

#### 5. 修了証の交付

講習修了者には「刈払機取扱作業安全衛生教育修了証」を当日交付します。

2022年4月1日から修了証の氏名欄に旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることとなりました。希望される方はホームページの申込み方法をご覧ください。

#### 6. 携行品

受講票、筆記用具、昼食（希望者には当日斡旋）、テキスト（初日に配布）

実技のできる服装（作業着、作業靴、作業帽、軍手）

# 刈払機取扱作業者 安全衛生教育受講申込書

受講希望日(初日)	2025年 4月 25日
-----------	--------------

- ・この申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・本様式は、A4版サイズで提出してください。
- ※印欄は記入しないこと。

会場	磐田労働基準協会
※受付番号	

ふりがな				
氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日生
現住所	〒 _____	TEL	( )	
受講者勤務先	会社名			
	所在地	〒 _____	TEL ( )	FAX ( )
担当者連絡先	会社名	担当者名	部課名	
	所在地	〒 _____	TEL ( )	FAX ( )
併記を希望する氏名または通称	修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名または通称の併記を希望する場合は、下記に記入し旧姓等が記載されている書類の写しを提出してください。			
備考				
	該当に○印	会員事業所は協会名を記入	非会員	会員 労働基準協会

申込日： 年 月 日

一般社団法人 磐田労働基準協会 御中

《個人情報の取り扱いについて》 ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、お申込みいただいた講習・教育の実施目的以外には使用いたしません。

【申込み先】 一般社団法人 磐田労働基準協会 〒438-0086 磐田市見付2970-5  
TEL: 0538-32-2638 FAX: 0538-37-3977